

奨学生募集要項（2024年度）

No. 737

直接応募（C区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	やまがた就職促進奨学金返還支援事業		
2024 募集人数	やまがた若者定着枠：230名 産業人材確保枠：50名		
募集学年	学部生 修士（博士前期）課程 博士（博士後期）課程 専門職学位課程		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部・全研究科		
財団締切時期	やまがた若者定着枠：6月28日（金） 産業人材確保枠：9月30日（月）		
給付	月額 26,000円×令和6年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数を乗じた額、又は奨学金の返還残額のいずれか低い額を上限に支援 *産業人材確保枠のみ、女性対象者には100,000円の加算	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時)一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	無	出身地制限	山形県内に居住しながら山形県内の高校等を卒業した者
その他応募条件	・助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、13か月以内に県内に居住、就業し通算で3年継続すると、申請により助成が受けられる。 ・他の制度と重複して支援をうけることはできない。 ※詳細は募集要項参照		

令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業

【やまがた若者定着枠】 募集要項

山形県及び県内市町村では、将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進することを目的として、大学等卒業後に一定期間以上県内で居住・就業した者に対して、奨学金の返還支援のための補助金を交付する事業の助成候補者を募集します。

1 応募資格

応募資格は、次の各号の要件全てに該当する者とします。

(1) 次のA、Bのいずれかに該当する者

A 山形県内に居住しながら県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（以下「高校等」という。）を卒業（※）し、次に掲げる日本国内に所在する高等教育機関（以下「大学等」という。）に在学している者

イ 大学院（修士課程及び博士課程前期も含む）

ロ 大学

ハ 高等専門学校（第4、5学年及び専攻科に限る）

ニ 短期大学

ホ 専修学校専門課程

ヘ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門校

(※) 以下に該当する者を含む

① 高等専門学校の在学者で、県内の中学校又は特別支援学校中等部を卒業した者

② 高等学校卒業程度認定試験を受け、大学等に進学した者のうち進学までの間、県内に居住している者で県内の中学校又は特別支援学校中等部を卒業した者

B 県内に所在する大学等に在学している者

(2) 卒業後に居住することを希望する市町村が対象とする奨学金（別表1のとおり）の貸与を受けている者又は令和6年度中に貸与を受ける予定の者

※ 複数の種類の奨学金の貸与を受けている場合は、支援対象とする奨学金を一つ指定して申請すること。

(3) 県内に事業所を有する法人、団体及び個人事業主（以下「県内企業等」という。）への就業又は県内での創業を希望する者

※ 公務員及び以下、修学資金の対象職種（医師、看護師等、保育士、介護福祉士、病院薬剤師）は本事業の対象外となります。

- ・山形県医師修学資金
- ・山形県看護職員修学資金
- ・山形県保育士修学資金
- ・山形県介護福祉士修学資金
- ・山形県病院薬剤師奨学金返還支援事業

(4) 次の各号のいずれにも該当する者

イ 大学等卒業後13か月以内に山形県内に居住し、かつ**5年間以上**継続して居住する見込みの者

ロ 大学等卒業後13か月以内に山形県内で正規雇用（※）として就業又は創業し、かつ**5年間以上**継続して就業する見込みの者

(※) 正規雇用とは次の全てに当てはまる雇用形態とします。

① 期間の定めのない労働契約をしていること

② 所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること

③ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇給の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること

- (5) 申請時点において、次のいずれにも該当しない者
- イ この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に山形県若者定着奨学金返還支援事業の助成候補者の認定を受けている者
 - ロ この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既にやまがた就職促進奨学金返還支援事業（やまがた若者定着枠又は産業人材確保枠）の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者
 - ハ この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者（県内市町村が本事業と連動して行う支援を除く）

2 募集人員

230名

3 募集期間及び提出先

令和6年5月20日(月)から令和6年6月28日(金)17時(必着)までに、
大学等卒業後に定住予定の市町村へ、持参または郵送により提出してください。
なお、応募書類は返却いたしません。

4 応募書類

次に掲げる書類を提出してください。

- イ やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書（別記様式1）
- ロ 高等学校の卒業証明書（写し可）又は卒業証書の写し（県内高校等卒業者のみ）
- ハ 大学等の在学証明書（写し可）又は学生証の写し
- ニ 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書の写し（奨学金の貸与を受けている者）

認定可能な人数を上回る応募があった場合、市町村ごとに選考を行います。上記のほか選考に必要な書類の提出を求める場合がありますので、各市町村の指示に従ってください。

なお、応募書類の中で提出不可能な書類がある場合は、市町村の担当窓口にご相談してください。

5 助成候補者の認定

市町村及び県において応募書類等により審査して助成候補者を認定し、文書により通知します。なお、認定可能な人数を上回る応募があった場合は、応募資格を満たしていても助成候補者に認定されない場合があります。

また、以下の事由に該当した場合は、助成候補者の認定が取消しとなります。

- イ 奨学金の貸与を取り消された場合又は受けることができなかった場合
- ロ 奨学金の返還が免除された場合
- ハ 助成候補者が辞退する場合
- ニ 大学等卒業後13か月以内に山形県内に居住を開始しなかった場合
- ホ 山形県内に居住後3年以内に山形県外へ転出した場合（転出後、再度県内に転入した場合を含む。）
- ヘ 大学等卒業後13か月以内に県内企業等に就業しなかった場合
- ト 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。以下同じ。）による離職期間が通算して6か月を超えた場合
- チ 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算し

て12か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む。）

※ 大学等卒業後、13か月以内に県内企業等に就業したものの、就業先の都合により県内に居住又は就業することができない期間があると認められる場合は、申請により取消が猶予される場合があります。担当窓口にご相談ください。

6 助成方法

(1) 助成対象者の認定

助成候補者が、大学等を卒業後13か月以内に山形県内に居住・就業し、かつ県内企業等に通算して3年間就業した後に、申請により助成対象者として認定します。

(2) 返還支援額

次のイ、ロのいずれか低い額を上限として支援します。（端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てます。）

イ 2万6千円×令和6年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数	・大学等を卒業後、応募書類を提出した市町村以外の県内市町村に居住した場合や、居住開始から3年以内に県内の他市町村へ転居した場合は、左欄の計算式中「2万6千円」を「1万3千円」として計算します。
ロ 県内居住・就業から3年経過後の奨学金の返還残額（有利子貸与奨学金の場合は利子分を除く）	・返還残額は助成対象者の認定申請時に提出する奨学金返還証明書に記載された額で確認します。 ・災害、傷病、経済困難、失業等の返還困難な事情により、奨学金の返還減額又は返還期限猶予を受けている場合の返還残額は、減額又は猶予を受けていないものとして算出した額とします。

(3) 助成方法

助成対象者からの申請に基づき、返還支援額を県が一括で本人に代わり奨学金の貸与機関に支払います。ただし、奨学金の返還残額が補助金の確定額を下回る場合は、差額を助成対象者本人に支払います。

(4) 助成対象者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取消しとなります。

イ 奨学金の返還が免除された場合（死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除等）

ロ 助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、次のいずれかに該当することとなった場合

① 県外に居住又は就業した場合（就業先の都合によるものを除く。）

② 自己都合による離職期間が通算して6か月を超えた場合

③ 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して12か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む。）
就業先の都合により県内に居住又は就業することができない期間がある場合は、申請により取消が猶予される場合があります。担当窓口にご相談ください。

(5) 補助金の返還

6-(4)ロに該当し、助成対象者の認定を取消された場合、支払いを受けた支援額全額を県へ返還するものとします。

また、助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、当初申請した市町村から他の県内市町村へ転居した場合は、支援額の2分の1を県へ返還するものとします。

7 助成候補者認定後の手続き

下記の手続きを行わないことで、支援を受けることができない場合があります。

(1) 大学等在学中に当初の申請内容から変更があった場合の手続き

	提出期限	提出書類
連絡先や住所、卒業年月等に変更があった場合	変更が生じてから 3か月以内	イ 状況報告書（別記様式2）

(2) 大学等を卒業後、更に進学した場合の手続き

	提出期限	提出書類
大学院等に進学した場合	進学した日から 3か月以内	イ 在学期間延長承認申請書(別記様式3) ロ 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し ハ 進学先の在学証明書又は学生証の写し

※ 大学院等の進学に係る奨学金について返還支援を希望する場合は、改めて当事業への助成候補者認定申請が必要です。

(3) 大学等卒業後の手続き

	提出期限	提出書類
就業開始年度 (1年目)	就業後3か月以内	イ 就業状況等報告書（別記様式4） ロ 在職証明書（別記様式5） ハ 住民票(写し可、マイナンバー記載のないもの) ニ 貸与奨学金返還確認票の写し
就業開始から 2年目及び 3年目	毎年9月30日まで	イ 就業状況等報告書（別記様式4） ロ 前年の確定申告書の写し（個人事業主の場合のみ）
改姓や連絡先、住所等に変更があった場合	変更が生じてから 3か月以内	イ 改姓・転居等に係る報告書（別記様式6）

(4) 就業期間が通算して3年を経過した後の手続き

	提出期限	提出書類
就業期間が通算して3年を経過した場合	3年経過後 3か月以内	イ 助成対象者認定申請書（様式は補助金交付要綱で規定） ロ 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し ハ 在職証明書（別記様式5） ニ 住民票(写し可、マイナンバー記載のないもの) ホ 奨学金返還証明書(写し可) ヘ 誓約書(様式は補助金交付要綱で規定)

(5) 就業期間が3年未満で離職した場合の手続き

	提出期限	提出書類
離職後、再び就業した場合	再就業後 1か月以内	イ 就業状況等報告書（別記様式4） ロ 雇用保険被保険者離職票又は退職証明書の写し（退職年月日が確認できるもの） ハ 再就業にかかる在職証明書（再就業年月日が確認できるもの）（別記様式5）
離職後、やむを得ない事情により就業できない場合	離職後1か月以内	会社側の都合又は病気、けが等やむを得ない事情により、離職後に就業できず、求職又は離職期間を12か月までに <u>延長することを希望する場合は以下の書類を提出してください。</u> イ 求職・離職期間延長承認申請書（別記様式7） ロ 医師の診断書（病気、けが等の場合） ハ 雇用保険被保険者離職票又は退職証明書（退職年月日が確認できるもの）の写し

(6) 辞退する場合の手続き

	提出期限	提出書類
取消の要件に該当する場合等	—	イ 認定辞退申請書（別記様式8） ロ 身分証明書の写し（運転免許証などの本人確認できるもの）

(7) 提出場所

7-(4)で規定する提出書類は県に、それ以外の提出書類は応募書類を提出した市町村に提出してください。ただし、大学等を卒業後、応募書類を提出した市町村と異なる市町村に居住した場合は、以降すべての提出書類を県に提出してください。

なお、やむを得ない事情により手続きができない場合や提出不可能な書類がある場合は、市町村又は県の担当窓口にご相談してください。

8 応募・問合せ窓口一覧

(1) 市町村 (応募書類提出先)

市町村名	担当	電話
山形市	教育委員会 学校教育課 高等学校担当	023-641-1212
米沢市	企画調整部 地域振興課 若者支援担当	0238-22-5111
鶴岡市	教育委員会 管理課 庶務係	0235-57-4861
酒田市	総務部 市長公室 移住定住・関係人口係	0234-26-5768
新庄市	教育委員会 教育総務課	0233-22-2111
寒河江市	みらい協働課 地域活性化支援係	0237-83-3205
上山市	商工課 商工振興係	023-672-1111
村山市	政策推進課 地方創生係	0237-55-2111
長井市	総合政策課 総合戦略室	0238-82-8001
天童市	教育委員会 教育総務課 庶務係	023-654-1111
東根市	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	0237-42-1111
尾花沢市	教育委員会 こども教育課 教育指導室	0237-23-3330
南陽市	みらい戦略課 企画振興係	0238-27-1250
山辺町	美力発信課 シティプロモーション係	023-667-1110
中山町	総合政策課 まちづくり推進グループ	023-662-4271
河北町	教育委員会 学校教育課 教育総務係	0237-71-1136
西川町	教育委員会 まなぶ課 学校教育係	0237-74-2114
朝日町	政策推進課 地域振興係	0237-67-2112
大江町	教育委員会 教育文化課 学校教育係	0237-62-2270
大石田町	まちづくり推進課 政策推進グループ	0237-35-2111
金山町	教育委員会 教学課 学校教育係	0233-32-0075
最上町	教育文化課 学校教育室	0233-43-2053
舟形町	教育委員会 教育課 学事係	0233-32-2379
真室川町	教育委員会 教育課 学校教育係	0233-62-2223
大蔵村	総務課 政策推進係	0233-75-2111
鮭川村	教育委員会 教育課 教育総務係	0233-55-3051
戸沢村	教育委員会 共育課 学校教育係	0233-72-3242
高畠町	企画課 企画調整係	0238-52-1112
川西町	産業振興課 商工観光グループ	0238-42-6645
小国町	総務企画課 政策企画担当	0238-62-2264
白鷹町	商工観光課 商工振興係	0238-87-0696
飯豊町	企画課 総合政策室	0238-87-0521
三川町	産業振興課 商工観光係	0235-35-7015
庄内町	企画情報課 移住定住係	0234-42-0228
遊佐町	企画課 定住促進係	0234-28-8257

(2) 県 (応募書類の提出先ではありません。)

担当	電話
山形県 産業労働部 産業創造振興課 地域産業振興担当	023-630-2691

9 市町村別対象奨学金

貸与中又は貸与予定の奨学金を支援対象としている市町村にのみ申請可能です。

市町村名	日本学生支援機構 第一種奨学金	日本学生支援機構 第二種奨学金	市町村の奨学金
山形市	○		
米沢市	○	○	米沢有為会奨学金
鶴岡市	○	○	鶴岡市育英奨学金
酒田市	○	○	
新庄市	○	○	
寒河江市	○	○	
上山市	○	○	上山市奨学金
村山市	○	○	
長井市	○	○	長井教育会奨学金
天童市	○	○	
東根市	○	○	東根育英会奨学金、石川奨学金
尾花沢市	○	○	
南陽市	○	○	
山辺町	○	○	
中山町	○	○	
河北町	○	○	河北町育英会奨学金
西川町	○	○	西川町育英奨学資金
朝日町	○	○	朝日町奨学金
大江町	○	○	大江町ふるさと奨学金
大石田町	○	○	
金山町	○	○	金山町育英会奨学金
最上町	○	○	最上町教育振興修学資金
舟形町	○	○	舟形町教育振興修学資金
真室川町	○	○	真室川町教育振興修学資金
大蔵村	○	○	大蔵村奨学資金
鮭川村	○	○	鮭川村教育振興修学資金
戸沢村	○	○	戸沢村教育振興修学資金
高畠町	○	○	
川西町	○	○	
小国町	○	○	
白鷹町	○	○	
飯豊町	○	○	飯豊町奨学資金
三川町	○	○	三川町育英奨学資金
庄内町	○	○	庄内町育英資金
遊佐町	○	○	

山形県知事 殿
市町村長 殿

やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書

令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者	高校名	卒業		
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所	〒		
	電話番号 (携帯)		メールアドレス	
家族連絡先	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒		
	電話番号	自宅		携帯
大学等	名称	第		学年
	所在都道府県		卒業予定年月	(西暦) 年 月
支援を 申請する 奨学金	いずれか一つに○ () 日本学生支援機構第一種奨学金(無利子) () 日本学生支援機構第二種奨学金(有利子) () 市町村の奨学金()			
	貸与月額	円	貸与総額	円
	貸与予定期間	年	月～	年 月まで
返還支援 予定額	26,000円 × () 月 = 円 ↑令和6年4月以降に奨学金の貸付を受ける予定の月数 ◎支援の申請時点の返還残額や大学等卒業後の居住地等で支援額は変わります。			
就業予定分野	別表2「就業分野一覧」を参考にアルファベットを記入 分類() 職業名(決まっている場合)()			
将来山形県で 働くことを希 望する理由				
<input type="checkbox"/> 私は、山形県又は県内市町村がUターン関係情報の提供にあたり、申請書記載の各事項を使用することに同意します(任意)。 <input type="checkbox"/> 私は、令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業募集要項の1-(5)の規定に該当する者ではありません(必須)。 <input type="checkbox"/> 私は、令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業募集要項の6-(5)の規定に該当する場合の支援額の返還に同意します(必須)。				

↑同意する場合✓(裏面もご確認ください。)

(募集要項抜粋)

1－(5) 申請時点において、次のいずれにも該当しない者

- イ この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に山形県若者定着奨学金返還支援事業の助成候補者の認定を受けている者
- ロ この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既にやまがた就職促進奨学金返還支援事業（やまがた若者定着枠のほか産業人材確保枠）の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者
- ハ この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者（県内市町村が本事業と連動して行う支援を除く）

6－(4) 助成対象者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取消しとなります。

- イ 奨学金の返還が免除された場合
（死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除等）
- ロ 助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、次のいずれかに該当することとなった場合
 - ① 県外に居住又は就業した場合（就業先の都合によるものを除く。）
 - ② 自己都合による離職期間が通算して6か月を超えた場合
 - ③ 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して12か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む。）

6－(5) 補助金の返還

6－(4)ロに該当し、助成対象者の認定を取り消された場合、支払いを受けた支援額全額を県へ返還するものとします。

また、助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に当初申請した市町村から他の県内市町村へ転居した場合は、支援額の2分の1を県へ返還するものとします。

就業予定分野一覧（参考：日本標準産業大分類）

就業予定分野は資格や職種ではなく、就業先の該当する分野となります。

分類	対象業種
A	農業・林業関連業種
B	漁業関連業種
C	建設業関連業種（鉱業，採石業，砂利採取業、建設業に関する測量設計業を含む。）
D	製造業関連業種
E	電気・ガス・熱供給・水道業関連業種
F	情報通信業関連業種
G	運輸業，郵便業関連業種
H	卸売業，小売業関連業種
I	金融業，保険業関連業種
J	不動産業，物品賃貸業関連業種
K	観光関連業種（旅行業、宿泊業等含む。）
L	飲食業関連業種
M	医療，福祉関連業種（医薬品販売関係を含む。）
N	教育，学習支援業関連業種
O	その他サービス業関連業種（A～Nに分類されないもの）

※ A～Nの各区分の関係業種には、各業種に関するサービス事業を行う者（各業種に関する専門のコンサルタント、各業界の事業組合等）を含む。

山形県知事 殿
市町村長 殿

氏名

状況報告書【やまがた若者定着枠】

令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

変更する項目に✓	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 氏名の変更		
<input type="checkbox"/> 住所の変更		
<input type="checkbox"/> 電話番号またはメールアドレスの変更		
<input type="checkbox"/> 卒業予定年月の変更		
<input type="checkbox"/> 奨学金の貸与額や貸与期間等の変更	(例) 月額 80,000 円 総額 3,840,000 円 貸与期間 R6.4~R10.3	(例) 月額 50,000 円 総額 2,400,000 円 貸与期間 R6.4~R10.3
<input type="checkbox"/> その他の変更		

令和 年 月 日

山形県知事 殿
市町村長 殿

氏名

在学期間延長承認申請書【やまがた若者定着枠】

令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、進学先大学等を卒業（修了）するまで在学期間を延長したいので、承認くださるよう申請します。

助成候補者	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年	月	日	性別	
	住所	〒				
	電話番号		メールアドレス			
卒業大学等	名称					
	所在都道府県					
	卒業年月	年	月			
進学大学等	名称					
	所在地					
	卒業予定年月	年	月			
添付書類	<input type="checkbox"/> 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し <input type="checkbox"/> 進学先の在学証明書又は学生証の写し					

大学院への進学や短期大学から4年制大学への編入などにあたり、新たに貸与を受けた奨学金について奨学金返還支援事業による支援を希望する場合には、改めて助成候補者認定申請を行う必要があります。

山形県知事 殿
 _____市町村長 殿

氏名

就業状況等報告書【やまがた若者定着枠】

令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

就業 1年目 ・ 2年目 ・ 3年目 (○で囲む)

助成候補者	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年	月	日	性別	
	住所	〒				
	電話番号		メールアドレス			
就業先	就業先 名称					
	部署名・ 職名					
	所在地	〒				
	就業開始日	年	月	日		
就業分野	分類 () 別表2「就業分野一覧」を参考にアルファベットを記入					
添付書類	<p>【1年目】</p> <input type="checkbox"/> 在職証明書 (別記様式5) <input type="checkbox"/> 住民票 (マイナンバーの記載のないもの) <input type="checkbox"/> 貸与奨学金返還確認票の写し <p>【2年目・3年目】</p> 添付書類なし(個人事業主の場合は前年の確定申告書の写し)					

※応募書類を提出した市町村と異なる市町村に居住した場合は下記に提出のこと。
 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
 山形県産業労働部 産業創造振興課 地域産業振興担当

在 職 証 明 書

住 所			
氏 名			
生年月日	年	月	日
就業先名			
就業地（所在地）			
職名及び職務内容			
上記就業地での 就業開始の日	年	月	日

（該当する場合✓を付けてください）

正規雇用として在職している。

* 正規雇用とは次の全てに当てはまる雇用形態です。

- ① 期間の定めのない労働契約をしていること
- ② 所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること
- ③ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇給の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること

（病院、福祉施設の場合）医師、看護師等、保育士、介護福祉士、病院薬剤師として就業していない。

上記について、相違ないこと及び当社に在職していることを証明します。

年 月 日

事業所所在地

事業所名称

代表者名

【証明書作成者】

所 属			
担当者名		電話番号	

県または市町村の担当者が電話確認する場合があります。

令和 年 月 日

山形県知事 殿
 ○○○市町村長 殿

氏名

改姓・転居等に係る報告書【やまがた若者定着枠】

令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

	項目(※)		変更前	変更後
	助成候補者		ふりがな	
		氏名		
		住所	〒	〒
		電話番号		
		メールアドレス		

(※) 変更があった項目に「○」をつけ、該当部分を記載すること。

別記様式7

令和 年 月 日

山形県知事 殿
_____市町村長 殿

申請者 住所 〒
氏名

求職・離職期間延長承認申請書【やまがた若者定着枠】

令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、求職・離職期間を延長したいので、承認くださるよう申請します。

記

求職・離職期間延長理由

令和 年 月 日

山形県知事 殿
市町村長 殿

申請者 住所 〒
氏名

認定辞退申請書【やまがた若者定着枠】

令和 年 月 日付け 第 号で通知のあった助成候補者の
認定について、下記の理由により辞退したいので、申請します。

記

辞退理由

- 奨学金不貸与のため
- 大学等を途中で退学したため
- 県外に就業し、今後県内に就業する見込みがないため
- 県外に居住したため（県内就業又は離職中の場合）
- 公務員として就業したため（県内・県外）
- 対象外の職種で就業したため
- 期間内に正規雇用での就業ができなかったため
- 離職期間が通算して6か月（やむを得ない事情による場合は12か月）
を超えたため
- 奨学金を全額返済したため
- その他（ ）

令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業

【産業人材確保枠】 募集要項

山形県では、将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進することを目的として、大学等卒業後に一定期間以上県内の企業等で就業した者に対して、この事業の登録企業等と連携して奨学金の返還支援のための補助金を交付する事業の助成候補者を募集します。

1 応募資格

応募資格は、次の各号の要件全てに該当する者としてします。

(1) 次のA、Bのいずれかに該当する者

A 山形県内に居住しながら県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（以下「高校等」という。）を卒業（※）し、次に掲げる日本国内に所在する高等教育機関（以下「大学等」という。）に在学している者

イ 大学院（修士課程及び博士課程前期も含む）

ロ 大学

ハ 高等専門学校（第4、5学年及び専攻科に限る）

ニ 短期大学

ホ 専修学校専門課程

ヘ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門校

（※）以下に該当する者を含む

① 高等専門学校の在学者で、県内の中学校又は特別支援学校中等部を卒業した者

② 高等学校卒業程度認定試験を受け、大学等に進学した者のうち進学までの間、県内に居住している者で県内の中学校又は特別支援学校中等部を卒業した者

B 県内に所在する大学等に在学している者

(2) 別表1に掲げる奨学金（以下「助成対象奨学金」という。）の貸与を受けている者又は令和6年度中に受ける予定の者。

※ 複数の種類の奨学金の貸与を受けている場合は、支援対象とする奨学金を一つ指定して申請すること。

(3) 大学等卒業後13か月以内に、別表2に記載のある登録企業等（以下、「登録企業等」という。）に正規雇用（※）として就業し、かつ5年間以上継続して就業する見込みの者

ただし、公務員及び以下の修学資金の対象職種（医師、看護師等、保育士、介護福祉士、病院薬剤師）は本事業の対象外となります。

- ・山形県医師修学資金
- ・山形県看護職員修学資金
- ・山形県保育士修学資金
- ・山形県介護福祉士修学資金
- ・山形県病院薬剤師奨学金返還支援事業

（※）正規雇用とは次の全てに当てはまる雇用形態とします。

① 期間の定めのない労働契約をしていること

② 所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること

③ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇給の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること

(4) 大学等卒業後13か月以内に山形県内に居住し、かつ5年間以上継続して居住

する見込みの者

(5) 申請時点において、次の各号のいずれにも該当しない者

イ この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に山形県若者定着奨学金返還支援事業の助成候補者の認定を受けている者

ロ この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既にやまがた就職促進奨学金返還支援事業（産業人材確保枠又はやまがた若者定着枠）の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者

ハ この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者（県内市町村が本事業と連動して行う支援を除く。）

2 募集人員

50名

3 募集スケジュール及び応募方法

(1) 募集スケジュール

募集開始日	募集締切日時	認定(予定)	備考
令和6年 5月20日(月)	【1次締切】 令和6年6月28日(金) 17時必着	【1次認定】 令和6年7月中旬	1次締切までの応募者の中から1次認定者を決定し、その結果、認定枠に余裕があった場合に、1次締切後、2次締切までの応募者の中から2次認定者を決定する。 1次認定で募集人数に達した場合は、2次認定は実施しない。 3次認定締切分以降についても同様の取扱いとする。
	【2次締切】 令和6年7月31日(水) 17時必着	【2次認定】 令和6年8月中旬	
	【3次締切】 令和6年8月30日(金) 17時必着	【3次認定】 令和6年9月中旬	
	【4次締切】 令和6年9月30日(月) 17時必着	【4次認定】 令和6年10月中旬	

(2) 応募先（持参または郵送）

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号（山形県庁8階）
山形県 産業労働部 産業創造振興課 地域産業振興担当

(3) 応募書類

次に掲げる書類を提出してください。なお、応募書類は返却しません。

イ 助成候補者認定申請書（別記様式1）

ロ 助成候補者エントリーシート（別記様式2）

ハ 高校等の卒業証明書（写し可）又は卒業証書の写し（県内高校等卒業者のみ）

ニ 大学等の在学証明書（写し可）又は学生証の写し

ホ 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書の写し（奨学金の貸与を受けている者）

応募書類の中で提出不可能な書類がある場合は、9に記載の問合せ窓口にご相談してください。

4 助成候補者の認定

県は応募書類等の審査により適当と認められる場合、助成候補者として認定し、文書により通知します。

なお、認定可能な人数を上回る応募があった場合又は審査により不適当となった場合には、助成候補者に認定されない場合があります。

◎ 助成候補者の認定は、各登録企業等の採用決定ではありません。採用決定は、各登録企業等の採用選考の結果によります。

5 助成候補者の責務

助成候補者は、登録企業等が人材採用のために実施する広報活動（企業説明会等）及び選考活動（採用試験、面接等）に積極的に参加することとします。

6 助成候補者の認定の取消し

以下の事由に該当した場合は、助成候補者の認定が取消しとなります。

イ 奨学金の貸与が取り消された場合又は受けることができなかった場合

ロ 奨学金の返還が免除された場合

ハ 助成候補者がその認定を辞退する場合

ニ 助成候補者が、登録企業等が実施する選考活動に、正当な理由なく参加しなかった場合（登録企業等による選考活動が行われなかった場合及び登録企業側の都合により参加できなかった場合等、助成候補者の責に帰すべきではない事由で参加できなかった場合を除く。）

ホ 大学等卒業後13か月以内に県内に居住を開始しなかった場合（※）

ヘ 県内に居住後3年以内に県外へ転出した場合（※）

※…ホ及びヘについては、就業先の事業者の人員配置等の都合により県内に居住することが困難な場合で、将来的に県内に居住することが予定されている場合を除く。

ト 大学等卒業後13か月以内に県内に就業しなかった場合

チ 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。以下同じ。）により離職した場合

リ 自己都合以外の理由又は病気、けが等やむを得ない事情により離職している期間が、通算して12か月を超えた場合

7 助成方法

(1) 助成対象者の認定

助成候補者が、大学等を卒業後13か月以内に山形県内に居住・就業し、かつ県内に通算して3年間就業した後に、申請により助成対象者として認定します。

(2) 返還支援額

イ 次の①、②のいずれか低い額を上限として支援します。ただし、助成候補者が登録企業等に就業しなかった場合、返還支援の額は2分の1となります。（端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てます。）

① 2万6千円×令和6年4月以降 に奨学金の貸与を受けた月数	
-----------------------------------	--

<p>② 県内居住・就業から3年経過後の奨学金の返還残額（有利子貸与奨学金の場合は利子分を除く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・返還残額は助成対象者の認定申請時に提出する奨学金返還証明書に記載された額で確認します。 ・災害、傷病、経済困難、失業等の返還困難な事情により、奨学金の返還減額又は返還期限猶予を受けている場合の返還残額は、減額又は猶予を受けていないものとして算出した額とします。
--	--

ロ 助成対象者が女性の場合の返還支援額は、イの額に10万円を加算した額とします。

(3) 助成方法

助成対象者からの申請に基づき、返還支援額を県が一括で本人に代わり奨学金の貸与機関に支払います。ただし、支援を受ける予定の助成対象奨学金が技能者育成資金の場合は、助成対象者本人へ支払います。

(4) 助成対象者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取り消しとなります。

イ 奨学金の返還が免除された場合（死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除等）

ロ 助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、次のいずれかに該当することとなった場合

- ① 県外に居住した場合（※）
- ② 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。以下同じ。）により離職した場合
- ③ 自己都合以外の理由又は病気、けが等やむを得ない事情により離職している期間が、通算して12か月を超えた場合

（※）就業先の事業者の人員配置等の都合により県内に居住することが困難な場合で、将来的に県内に居住することが予定されている場合を除く。

(5) 補助金の返還

7-(4)ロに該当し、助成対象者の認定を取り消された場合、支払いを受けた支援額全額を県へ返還するものとします。

8 助成候補者認定後の手続き

下記の手続きを行わない場合、支援を受けることができない場合があります。

(1) 大学等在学中に当初の申請内容に変更があった場合の手続き

	提出期限	提出書類
連絡先や住所、卒業年月等に変更があった場合	変更が生じてから3か月以内	イ 状況報告書（別記様式3）

(2) 大学等を卒業後、更に進学した場合の手続き

	提出期限	提出書類
大学院等に進学した場合	進学した日から3か月以内	イ 在学期間延長承認申請書(別記様式4) ロ 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し ハ 進学先の在学証明書又は学生証の写し

※ 大学院等の進学に係る奨学金について返還支援を希望する場合は、改めて当事業への申請が必要です。

(3) 大学等卒業後の手続き

	提出期限	提出書類
就業開始年度(1年目)	就業後3か月以内	イ 就業状況等報告書(別記様式5) ロ 在職証明書(別記様式6) ハ 住民票(写し可、マイナンバーの記載のないもの) ニ 貸与奨学金返還確認票の写し
2年目、3年目	毎年9月30日まで	イ 就業状況等報告書(別記様式5) ロ 前年の確定申告書の写し(個人事業主の場合のみ)
改姓や連絡先、住所等に変更があった場合	変更が生じてから3か月以内	イ 改姓・転居等に係る報告書(別記様式7)

(4) 就業期間が通算して3年を経過した後の手続き

就業期間が通算して3年を経過した場合	3年経過後3か月以内	イ 助成対象者認定申請書(様式は補助金交付要綱で規定) ロ 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し ハ 在職証明書(別記様式6)(3年間の就業が確認できるもの) ニ 住民票 ※マイナンバーの記載のないもの ホ 奨学金返還証明書 ヘ 誓約書(様式は補助金交付要綱で規定) ※補助金交付要綱の改定により提出書類が変更となる場合があるため、手続きの際は必ず補助金交付要綱を確認してください。
--------------------	------------	---

(5) 就業期間が3年未満で離職した場合の手続き(自己都合による離職を除く)

	提出期限	提出書類
離職後、再び就業した場合(自己都合による離職を除く)	再就業後1か月以内	イ 就業状況等報告書(別記様式5) ロ 雇用保険被保険者離職票又は退職証明書の写し(退職年月日が確認できるもの) ハ 再就業にかかる在職証明書(再就業年月日が確認できるもの)(別記様式6)

離職後、やむを得ない事情により就業できない場合	離職後 1 か月以内	<p>会社側の都合又は病気、けが等やむを得ない事情により、離職後に就業できず、求職又は離職期間を<u>12か月までに延長することを希望する場合は以下の書類を提出してください。</u></p> <p>イ 求職・離職期間延長承認申請書（別記様式 8）</p> <p>ロ 医師の診断書（病気、けが等の場合）</p> <p>ハ 雇用保険被保険者離職票又は退職証明書（退職年月日が確認できるもの）の写し</p>
-------------------------	------------	--

(6) 辞退する場合の手続き

	提出期限	提出書類
取消の要件に該当する場合等	—	<p>イ 認定辞退申請書（別記様式 9）</p> <p>ロ 身分証明書の写し（運転免許証などの本人確認できるもの）</p>

9 提出先・問合せ窓口

山形県 産業労働部 産業創造振興課 地域産業振興担当
 電話番号 023-630-2691

別表 1

助成対象奨学金

独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金	日本学生支援機構第一種奨学金 日本学生支援機構第二種奨学金
県内市町村が所管する奨学金	<p>米沢有為会奨学金、 鶴岡市育英奨学金、 上市市奨学金 長井教育会奨学金、 東根育英会、 河北町育英会奨学金 西川町育英奨学資金、 朝日町奨学金、 大江町ふるさと奨学金 金山町育英会奨学金、 最上町教育振興修学資金 最上町あすなる修学資金、 大場育英基金 舟形町教育振興修学資金、 真室川町教育振興修学資金 大蔵村奨学資金、 鮭川村教育振興修学資金 戸沢村教育振興修学資金、 飯豊町奨学資金、 三川町育英奨学資金 庄内町育英資金</p>
労働金庫の融資制度	技能者育成資金

登録企業等一覧（令和6年5月1日時点）

登録企業等	事業概要	採用 予定人数	求める人材
◆(株)アクセス米沢 (米沢市大字川井1039-1)	「道の駅米沢」及び付帯施設の維持管理及び運営に関する受託事務	2人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
◆(株)アドクリン (中山町大字岡2032-2(なかやま西部工業団地))	グリスフィルターレンタルサービス業	1人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
(株)アビーズ (天童市大字千布436)	インフラ整備(送電線・変電所・地中線等の新設・保守・電気設備・情報通信)等	1人	土木施工管理技士・電気施工管理技士 (資格なしでも、資格取得に意欲がある方)
ALSOK山形(株) (山形市松栄一丁目5番30号)	警備職、営業職、技術職	3人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
(株)飯塚製作所 (酒田市宮海字中砂畑27-21)	部品製作(切削加工)、組立品制作(治工具、小型省力化機械等)	1人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
◆(株)板垣水道 (鶴岡市長沼字上新田34)	住宅・店舗の給排水・冷暖房工事(ペレット・薪ストーブとボイラーを含む。)	1人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
◆(株)E旅 (山形市長町4-5-43)	旅行業	1人	学部・専攻等に拘らないが、素直で明るく“いろんなところに行ってみたい”元気のある人材を求めています。
伊藤鉄工(株) (鶴岡市矢馳字下矢馳44-1)	自動調節弁、電磁流量計、冷凍・冷蔵機器、大型クレーン部品等の製造	1人	理工学系
A-Systems(株) (山形市松栄1-3-8)	ソフトウェア開発、WEBデザイン、ECサイト運営	2人	学校のカリキュラムや独学でプログラミングを学べた方
◆(株)エム・エス・アイ (山形市松栄1-5-7)	コンピュータシステムの開発・販売・サポート・コンサル	1人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
オプテックス工業(株) (尾花沢市大字尾花沢3300-15)	自動省力化機器開発・製造	3人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
◆(株)カーサービス山形 (山形市上山家町字下宿766-6)	自動車小売業	1人	学部・専攻には拘らないが、地域を盛り上げ貢献したい、人と話すことが好きで明るく前向きな人材を求めています。
(株)カナック (米沢市窪田町窪田2464-6)	精密金属製品の受注生産高精度加工	1人	工学部(機械)の方なら学んだことを活かさせます。
◆(株)菊池技建 (山形市あかねヶ丘1-11-24)	建築請負業	1人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
(株)クリーンシステム (山形市飯塚町字中河原1629-5)	産業廃棄物中間処理(リサイクル)並びに建物構築物解体業	1人	就業先: 本社、職種: 総合職

登録企業等	事業概要	採用 予定人数	求める人材
黒川プレス工業㈱ (米沢市大字花沢231-3)	精密金属プレス加工金型設計、 製作、部品製造	2人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
光洋精機㈱山形工場 (長井市九野本2133)	半導体製造装置、液晶露光装置、 光学機器、医療機器の精密部品 加工	2人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
㈱コヤマ (村山市大字大久保甲1260)	コネクタ・ハーネスの組立や 製造、工業用粘着テープの加工 組立	1人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
◆齊加商店 (山形市南三番町6-15)	ステーキハウス運営、調理スタ ッフ、ホールスタッフ	1人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
◆斎藤マシン工業㈱ (天童市石鳥居2-2-64)	真空装置部品、電子顕微鏡部品、 食品関連部品の製造、組み立て	1人	高専・短大・大学の理系 学部を希望
◆寒河江物流㈱ (寒河江市中央工業団地170)	3温度帯商品の輸送配送及び営 業倉庫による保管、流通加工等 の総合物流業	1人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
◆㈱サニックス (山形市十文字812)	自動車総合サービス業	1人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
㈱三洋 (三川町大字横山字大正27)	農業資材、物流資材、産業資材の 製造、加工、販売	5人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
㈱三和技術コンサルタント (村山市楯岡二日町7-21)	測量、土木設計、建築設計、用地 調査補償、電気通信設計	2人	土木設計分野・法律関連 分野を専攻する学生
㈱庄内測量設計舎 (庄内町余目字三人谷地69番 地の9)	社会資本整備に関する測量、土 木設計、用地補償調査、地質調 査、環境調査など	2人	土木等の工学系をはじめ、 農学系・理工学系を 専攻する方を求めています。
新和設計㈱ (米沢市大字花沢880)	建設コンサルタント業、地質調 査業、測量業、補償コンサルタン ト業、土壤汚染対策調査	1人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
㈱スカイファームおざき (尾花沢市大字名木沢字大木沢2981)	畜産農業(肉牛の生産、販売、雪 質肥料の製造、販売等)	2人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
スズキハイテック㈱ (山形市銅町二丁目2番30号)	自動車部品、半導体、電子部品等 へのめっき事業	1人	工学部、理工学部の方
㈱清藤鉄工所 (尾花沢市六沢45-2)	鋼構造物加工	1人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
㈱成和技術 (尾花沢市若葉町四丁目1-1)	測量、土木設計、建築設計、補償 調査等の技術サービス業	1人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
◆㈱セントラルリース (南陽市宮内2035-1)	仮設足場、仮設環境品のリース	1人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
◆㈱大商金山牧場 (東田川郡庄内町家根合字中 荒田21-2)	食肉製造、加工、アウトパック、 養豚、品質・衛生・広報・労務管 理など	1人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。

登録企業等	事業概要	採用 予定人数	求める人材
㈱太陽機械製作所 (寒河江市中央工業団地12番地)	特殊印刷機の設計、製造、販売	1人	工学系、理学系、その他理数系
㈱大和エンジニア (酒田市大宮町一丁目4番地5)	公共事業による測量、土木設計、用地補償調査等	1人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
大和工営㈱ (新庄市大字福田字福田山711-43)	公共事業による測量、土木設計、用地補償調査、建築設計等	2人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
◆㈱たかき (天童市交り江1-7-17)	食品スーパーマーケットの営業 (フードセンターたかき)	1人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
◆㈱タマツ (鶴岡市美咲町32-7)	福祉機器、介護用品の開発、レンタル、販売、住宅改修	1人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
◆㈱ティスコ運輸 (山形市大字漆山字大段1865-5)	トータル物流事業、ホームサービス事業、デジタルアーカイブ事業、不動産事業	1人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
日本地下水開発㈱ (山形県山形市松原777)	公共道路の消雪、融雪工事、自然エネルギーを活用したシステム開発、温泉ボーリング、環境コンサルタント	2人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
浜理PFST㈱ 米沢工場 (米沢市八幡原二丁目4300番地-18)	製剤に含まれる有効成分、医療の原料及び中間体の有機合成法を用いた製造	3人	薬学部・工学部(薬学系、化学物質工学系、有機合成化学系)の方
◆㈱半澤鶏卵 (天童市大字高揃北2050)	鶏卵及び鶏卵加工品製造販売	1人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
◆ハンズバリュー㈱ (山形市松栄1-3-8 山形県産業創造支援センター内102)	経営コンサルティング、ホームページの作成、WEB制作、ITツールの導入・活用支援 等	2人	経済学、経営学、ミクロマクロ経済学、会計学、経営戦略論
㈱ヒグチ (朝日町大字宮宿1114番地8)	小売業、食品スーパー	1人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
㈱双葉建設コンサルタント (新庄市金沢字谷地田1399-11)	公共土木に関する測量・設計・調査及び建築設計	1人	土木工学に拘らず、故郷山形を愛する明るい人材を求めています。
㈱ベスト (鶴岡市布目字宮田163-1)	福祉施設・学校給食等の給食受託事業、介護食の製造・販売	3人	栄養士、管理栄養士
㈱丸市運送 (東根市大字野田724番地)	運送業・倉庫業	2人	学部・専攻等拘らず、幅広い人材、特に地元企業で転居を伴う転勤がない企業をお探しの方を求めています。
◆丸喜屋設備㈱ (西村山郡河北町谷地字砂田158-1)	住宅・店舗の給排水・冷暖房工事、遮熱工事、防カビ・消臭・抗ウイルス・抗菌・防汚剤の施工、防犯設備工事	1人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
㈱マルコーエンジニアリング (米沢市大字川井字元立4889-10)	電子機器内コネクタを中心とした多様な超精密プラスチック用金型部品の製造	2人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。

登録企業等	事業概要	採用 予定人数	求める人材
丸善食品工業(株)鶴岡工場 (鶴岡市宝田3丁目6-31)	調味料の製造・販売・輸出入	3人	業種によって異なりますので、別途お問い合わせください。
◆(株)マルタニ (山形市東山形1-7-6)	機械器具、設置工事業	1人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
ミクロン精密(株) (山形市蔵王上野578-2)	心なし研削盤及び内面研削盤とその周辺装置の設計、製造、販売、アフターサービス	1人	社内システムエンジニアとして就業
明立工業(株) (東根市神町西二丁目2-15)	鋳造品の製造、加工、販売	1人	工学系、理系、文系
(株)メカニック (酒田市砂越字中台70)	上下水道・農業揚水場の設計・設備機械装置の製作・施工、太陽光・風力発電事業	1人	工学部の方、機械製図を履修している方
◆(株)メコム (山形市香澄町2-9-21)	IT関連機器、ソフト販売	1人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
◆森建設工業(株) (鶴岡市上藤島字街道西3-1)	土木・建設・管工事・機械設備都市ガス工事の設計・管理	3人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
(株)ヤガイ (山形市富神台8)	加工食品製造業、食品卸売業、外食事業	5人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
山形県建築協会 会員企業 相田建設(株) 愛和建设(株) 石川建設産業(株) (株)市村工務店 (株)井上工務店 荻野建設(株) 小野建設(株) 狩野工務店 (株)櫻井建設 (有)笹原建業 (株)佐藤工務 (株)シェルター (株)高木 (株)たくみ (株)千歳建設 (株)千歳工務店 (株)沼澤工務店 (株)藤建設 布施建設(株) 本間建設(株) (株)丸健 丸七建設(株) 丸ト建設(株) (有)丸与建設	建築施工、建築設計等 ※左記会員企業は令和5年5月1日現在の情報であり、変更になる可能性があります。	3人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
山形県土地改良事業団体連合会 (山形市松栄1-7-48)	農業生産基盤と農村の生活環境に関する企画、調査、測量、設計など	2人	工学、農学、理工系の科目を履修されている方
山形東亜DKK(株) (新庄市大字福田山字福田山711-109)	環境計測器(大気、水質)の製造	2人	機械システム、電気電子などの科目を履修している方。
◆(株)山形ピッグファーム (東村山郡山辺町大字根際249)	豚の飼養、卸売	1人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
◆(株)山形ビルサービス (山形市大字志戸田550)	総合ビルメンテナンス業	1人	学部・専攻等に拘らず、幅広い人材を求めています。
(株)山形丸魚 (天童市石鳥居二丁目2番70号)	生鮮水産物及び加工品、一般加工食品、飲料、瓶缶詰、調味料などの卸売業	2人	営業職として就業

登録企業等	事業概要	採用 予定人数	求める人材
山形三菱自動車販売㈱ (山形市五十鈴3丁目1-8)	新車・中古車販売、自動車整備、 自動車保険代理店	5人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
㈱山形メタル (新庄市大字福田字福田山711-17)	建築用内外装金属パネル設計製 造販売、建設機械部品製造	1人	工学系、理学系
㈱ヤマコン (山形市大字十文字字天神東770)	コンクリート圧送業・設備工事 業	2人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
㈱ヤマザワ (山形市あこや町3丁目8番9号)	食品スーパーマーケットを中核 とする小売業	5人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
㈱ヤマトテック (新庄市大字福田字福田山711 番地の108)	電子機器用部品のめっき(プレス 加工含む)	2人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
㈱山本組 (鶴岡市下川字東海林場358-67)	総合建設業	2人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
㈱山本製作所 (東根市大字東根甲5800-1)	農業用機械の製造・販売、環境関 連機器の製造・販売、プラント施 設事業	1人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
㈱ユーテック (酒田市両羽町11-9)	金属製品製造業(圧力容器、真空 チャンバー、電磁石関連部品他)	1人	工学部、理学部などの工 業に関する分野
◆吉田畜産㈱ (山形市城南3丁目7-40)	食肉の卸売販売、食肉加工品の 製造及び販売	1人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
◆㈱米沢牛黄木 (米沢市桜木町3-41)	食肉販売業(小売・通販・卸) 飲食業、食肉加工製造業	5人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。
◆㈱リプライ (寒河江市大字寒河江石田44)	ドアマット、フロアモップ等の 定期交換業務及びアクアクララ (宅配水)の定期納品	1人	学部・専攻等に拘らず、 幅広い人材を求めています。

令和6年9月30日までの期間において登録企業として認定されている企業等を令和5年度募集要項における「登録企業等」として扱います。

各登録企業等の採用予定人数は、各登録企業等が本事業の対象として採用する人数であり、当該登録企業等が採用する人材の総数とは一致しない場合があります。

山形県知事 殿

やまがた就職促進奨学金返還支援事業【産業人材確保枠】助成候補者認定申請書

令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【産業人材確保枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者	高校名	卒業			
	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	年	月	日	性別
	住所	〒			
	電話番号 (携帯)		メールアドレス		
家族連絡先	ふりがな				
	氏名				
	住所	〒			
	電話番号	自宅		携帯	
大学等	名称	第 学年			
	所在都道府県		卒業予定年月	年 月	
支援を 申請する 奨学金	いずれか一つに○ () 日本学生支援機構第一種奨学金 (無利子) () 日本学生支援機構第二種奨学金 (有利子) () その他の奨学金 ()				
	貸与月額	円	貸与総額	円	
	貸与予定期間	年 月～	年 月まで		
返還支援 予定額	$26,000円 \times () 月 = 円$ ↑ 令和6年4月以降に奨学金の貸付を受ける予定の月数 ◎ 支援の申請時点の返還残額で支援額は変わります。				
<input type="checkbox"/> 私は、山形県が本事業の登録企業等に申請内容に関する情報を提供することに同意します (任意)。 <input type="checkbox"/> 私は、助成候補者に認定された場合は、山形県や登録企業等から就職関係情報の提供を受けるとともに、登録企業等が実施する人材採用のための活動に積極的に参加します (必須)。 <input type="checkbox"/> 私は、令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業募集要項の1-(5)の規定に該当する者ではありません (必須)。 <input type="checkbox"/> 私は、令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業募集要項の7-(5)に規定に該当する場合の支援額の返還に同意します (必須)。					

↑ 同意する場合✓ (裏面もご確認ください。)

(募集要項抜粋)

1－(5) 申請時点において、次の各号のいずれにも該当しない者

- イ この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に山形県若者定着奨学金返還支援事業の助成候補者の認定を受けている者
- ロ この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既にやまがた就職促進奨学金返還支援事業（産業人材確保枠のほか、やまがた若者定着枠）の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者
- ハ この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者（県内市町村が本事業と連動して行う支援を除く）

7－(4) 助成対象者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取り消しとなります。

- イ 奨学金の返還が免除された場合
(死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除等)
- ロ 助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、次のいずれかに該当することとなった場合
 - ① 県外に居住した場合
 - ② 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。以下同じ。）により離職した場合
 - ③ 自己都合以外の理由又は病気、けが等やむを得ない事情により離職している期間が、通算して12か月を超えた場合

7－(5) 補助金の返還

7－(4)ロに該当し、助成対象者の認定を取り消された場合、支払いを受けた支援額全額を県へ返還するものとします。

ふりがな
氏 名
住 所 〒
大学等卒業後に居住予定の市町村又は出身市町村 () 市・町・村
1 希望する業種及び職種、就業地域
① 業 種 (裏面 別表 3 より選択してください) (分類 : 関連業種)
② 職 種 ()
③ 就業地域 ()
2 1 の業種への就業を希望する理由 (理由)
3 大学等での主な専攻・研究等の内容
4 自己アピール等 (登録企業等の求める資格・履修科目への対応状況、特技、その他)

※記入欄の大きさは適宜調整可。ただし、全体で A 4 判 1 枚以内に収めること

就業予定分野一覧（参考：日本標準産業大分類）

就業予定分野は資格や職種ではなく、就業先の該当する分野となります。

分類	対象業種
A	農業・林業関連業種
B	漁業関連業種
C	建設業関連業種（鉱業，採石業，砂利採取業、建設業に関する測量設計業を含む。）
D	製造業関連業種
E	電気・ガス・熱供給・水道業関連業種
F	情報通信業関連業種
G	運輸業，郵便業関連業種
H	卸売業，小売業関連業種
I	金融業，保険業関連業種
J	不動産業，物品賃貸業関連業種
K	観光関連業種（旅行業、宿泊業等含む。）
L	飲食業関連業種
M	医療，福祉関連業種（医薬品販売関係を含む。）
N	教育，学習支援業関連業種
O	その他サービス業関連業種（A～Nに分類されないもの）

※ A～Nの各区分の関係業種には、各業種に関するサービス事業を行う者（各業種に関する専門のコンサルタント、各業界の事業組合等）を含む。

山形県知事 殿

氏名

状況報告書【産業人材確保枠】

令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【産業人材確保枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

変更する項目に✓	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 氏名の変更		
<input type="checkbox"/> 住所の変更	〒	〒
<input type="checkbox"/> 電話番号またはメールアドレスの変更		
<input type="checkbox"/> 卒業予定年月の変更		
<input type="checkbox"/> 奨学金の貸与額や貸与期間等の変更	(例) 月額 80,000 円 総額 3,840,000 円 貸与期間 R6.4~R10.3	(例) 月額 50,000 円 総額 2,400,000 円 貸与期間 R6.4~R10.3
<input type="checkbox"/> その他の変更		

令和 年 月 日

山形県知事 殿

氏名

在学期間延長承認申請書【産業人材確保枠】

令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【産業人材確保枠】募集要項の規定に基づき、進学先大学等を卒業（修了）するまで在学期間を延長したいので、承認くださるよう申請します。

助成候補者	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年	月	日	性別	
	住所	〒				
	電話番号		メールアドレス			
卒業大学等	名称					
	所在地					
	卒業年月	年	月			
進学大学等	名称					
	所在地					
	卒業予定年月	年	月			
添付書類	<input type="checkbox"/> 大学等の卒業証明書又は大学等の卒業証書の写し <input type="checkbox"/> 進学先の在学証明書又は学生証の写し					

大学院への進学や短期大学から4年制大学への編入などにあたり、新たに貸与を受けた奨学金について奨学金返還支援事業による支援を希望する場合には、改めて助成候補者の申請を行う必要があります。

山形県知事 殿

氏名

就業状況等報告書【産業人材確保枠】

令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【産業人材確保枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

就業 1年目 ・ 2年目 ・ 3年目 (○で囲む)

助成候補者	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年	月	日	性別	
	住所	〒				
	電話番号		メールアドレス			
就業先	就業先 名 称					
	部署名・ 職名					
	所在地	〒				
	就業開始日	年	月	日		
登録企業等の 選考活動への 参加状況	参加年月日	年	月	日		
	登録企業等 名称					
	内容	企業説明会に参加した、採用面接を受けた、エントリーシートを提出した 等				
	不参加の場合	不参加の理由 ()				
添付書類	【1年目】 <input type="checkbox"/> 在職証明書 (別記様式6) <input type="checkbox"/> 住民票 ※マイナンバーの記載のないもの <input type="checkbox"/> 貸与奨学金返還確認票の写し		【2年目・3年目】 添付書類なし (個人事業主の場合は前年の確定申告書の写し)			

在 職 証 明 書

住 所			
氏 名			
生年月日	年	月	日
就業先名			
就業地（所在地）			
職名及び職務内容			
上記就業地での 就業開始の日	年	月	日

（該当する場合✓を付けてください）

正規雇用として在職している

*正規雇用とは次の全てに当てはまる雇用形態です。

- ① 期間の定めのない労働契約をしていること
- ② 所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること
- ③ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇給の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること

（病院、福祉施設の場合）医師、看護師等、保育士、介護福祉士、病院薬剤師として就業していない

上記について、相違ないこと及び当社に在職していることを証明します。

年 月 日

事業所所在地

事業所名称

代表者名

【証明書作成者】

所 属			
担当者名		電話番号	

県または市町村の担当者が電話確認する場合があります。

令和 年 月 日

山形県知事 殿
〇〇〇市町村長 殿

氏名

改姓・転居等に係る報告書【産業人材確保枠】

令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【産業人材確保枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

助 成 候 補 者	項目(※)		変更前	変更後
		ふりがな		
		氏名		
		住所	〒	〒
		電話番号		
		メールアドレス		

(※) 変更があった項目に「○」をつけ、該当部分を記載すること。

令和 年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所 〒
氏名

求職・離職期間延長承認申請書【産業人材確保枠】

令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【産業人材確保枠】募集要項の規定に基づき、求職・離職期間を延長したいので、承認くださるよう申請します。

記

1 求職・離職期間延長理由

令和 年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所 〒
氏名

認定辞退申請書【産業人材確保枠】

令和 年 月 日付け 産 創 号で通知のあった助成候補者の認定について、下記の理由により辞退したいので、申請します。

記

1 辞退理由

- 奨学金不貸与のため
- 大学等を途中で退学したため
- 県外に就業し、今後県内に就業する見込みがないため
- 県外に居住したため（県内就業又は離職中の場合）
- 公務員として就業したため（県内・県外）
- 対象外の職種で就業したため
- 登録企業等が実施する選考活動に正当な理由なく参加しなかったため
- 期間内に正規雇用での就業ができなかったため
- 自己都合により離職したため
- やむを得ない事情で離職したものの、離職期間が通算して12か月を超えたため
- 奨学金を全額返済したため
- その他（ ）